

平成6年(1994年)7月18日設立
官公需適格組合(中小企業庁認定)
静岡県消防設備保守点検業協同組合

組合だより



第47号

発行: 令和5年(2023年)4月吉日
住所: 静岡市駿河区南町5番3号
Tel 054-287-5091 Fax 054-287-5092
メールアドレス: syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HPアドレス: http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



★ 消防法が義務づける「消防用設備等の保守点検」業務は、
独占的業務(有資格者)とされ、消防用設備の高度化に対応できる
責任ある業務体制によって確保されます。

★ 私たちの組合(静岡県消防設備保守点検業協同組合)は、国が認定した
“消防用設備等の保守点検業務を行う県内唯一の官公需適格組合”として、
再委託禁止、有資格者(各組合員が雇用)点検、適正な点検器具使用を遵守します。

★ 報告義務者が、点検報告(消防法第17条の3の3)を無資格者に行わせると、
→ 30万円以下の罰金又は拘留(消防法第44条)が科せられます!
→ さらに、消防法第44条違反をした法人には「法人+行為者」両方に罰金刑!

組合員 63社
常用従業員 648人

うち消防設備士・
点検資格者等 456人
電気工事士 209人

防火設備検査員 77人

組合事務局(常勤) 2人

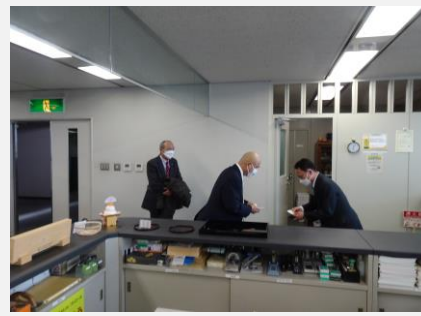
◆◆ 令和5年の新年挨拶まわり ◆◆

令和5年1月10日(火)午前、静岡県消防設備保守点検業協同組合は、毎年恒例の組合役員による新年挨拶回りを静岡県庁からスタートさせました(写真は川勝知事と組合役員など)。また、1月16日(月)には浜松方面の新年挨拶回りも行っています。挨拶先では、組合広報誌「組合だより新年号」を持参して、法令遵守による適正点検の徹底をお伝えし新年のご挨拶を申し上げます。お忙しい中、応対いただいた関係の皆様にご心より御礼を申し上げます。



(左写真) 川勝県知事と組合役員、
静岡市消防局庁舎、浜松市消防局庁舎
(上写真) 静岡市消防局、浜松市消防局と
組合役員

静岡方面（抜すい・順不同）



浜松方面（抜すい・順不同）



静岡方面

- （上段） 出野副知事、森副知事、県経済産業部
- （中段） 県消防保安課、資産経営課、県教育委員会事務局
- （下段） 県出納局、静岡市教育施設課、県中小企業団体中央会

浜松方面

- （上段） 浜松市教育施設課、浜松市立中央図書館
 - （下段） 県立高校事務局
- （敬称等略）



出世城（浜松城）

◆◆◆ 第5回理事会報告（令和5年3月23日開催） ◆◆◆

令和5年3月23日（木）午後、「第5回理事会」が組合事務所（静岡市）で開催されました。審議事項は、年度末決算見込み・事業報告や来年度事業計画・予算案のほか第29回通常総会案などです。

また、その外に、2年に1度の「役員選任」、**7年振り改定となる組合作成「令和5年度版・点検料金積算基準」等の審議**、令和4年度共同受注検査（現場検査）結果や令和5年4月末現在・有資格者調査（全組合員あて）実施等の報告もありました。理事会は、全議案を決議後、引き続き組合一丸となって「適正点検の確保」を実践していくことを相互確認。新年度に向け組合の実施体制を確立し閉会となりました。



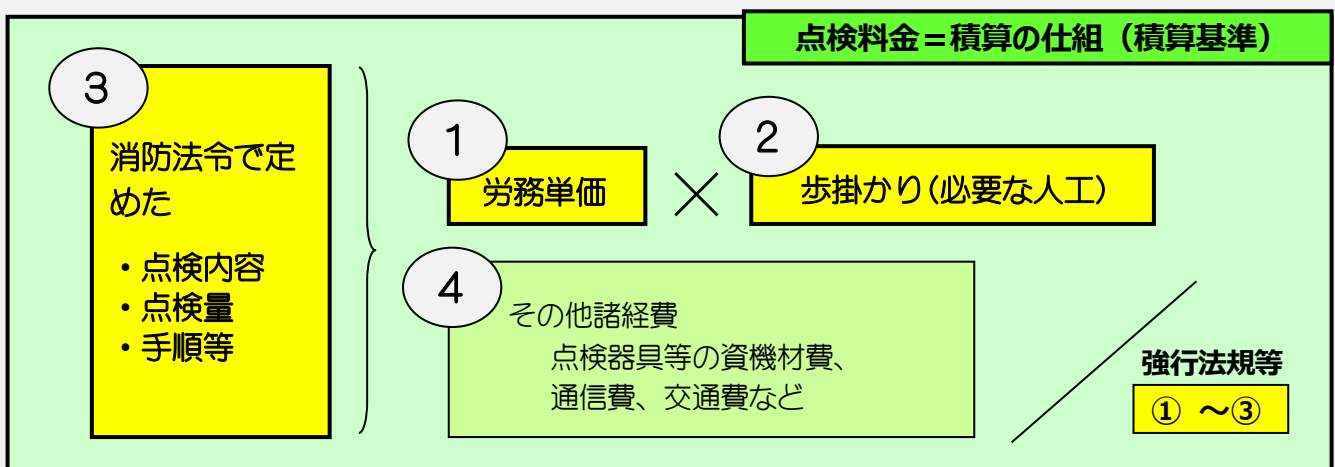
【令和4年度・第5回理事会で決議】

検討会から報告を受けた組合作成「令和5年度版・点検料金積算基準」の普及・活用を、令和5年5月17日の第29回通常総会で組合員全員に諮り承認決議した上で、消防用設備等点検の関係者における「法令遵守事項に基づく積算の仕組」の確立に取り組み、消防用設備等の「適正な維持管理」のより一層の推進を目指していく。

点検料金とは？ 事業者が「消防用設備等保守点検」を行う場合、事業活動を継続できるだけの「適正な点検料金」を業務発注者に支払っていただく必要があります。この「適正な点検料金」とは、業務発注者が納得できる金額であるとともに、事業者においては雇用者の賃金・社会保険料等や点検に必要な点検器具等の資機材費、その他通信費や交通費など諸費用を回収できる金額（事業継続のための一定の利益も必要）となります。**それでは、事業者はどのようにして点検料金を積算するのでしょうか？**

点検業務の内容・量・手順等は消防法令が定めている！ 消防法が義務づける「消防用設備等保守点検」では、消防庁告示「点検基準」及び同通知「点検要領」の中に「消防用設備等保守点検の業務内容・量・手順等」が定められています。また、雇用者には最低賃金法などの強行法規、点検器具等には定期的な性能確認（校正）義務等を定めた消防庁通知もあります。**点検料金の積算は、一定の法令遵守事項を遵守して行われることになります。**

積算基準とは？ ポイントは4つ「①労務単価、②歩掛かり、③消防設備別の積算項目・構成、④その他諸経費」です。①は国土交通省「令和5年度建築保全業務労務単価（令和5年2月14日見直し版）」、②は国土交通省「建築保全業務積算基準・積算要領（5年ごと改定）」、③は消防庁「点検基準・点検要領」で示されています。**積算基準は、これらを一つの資料に集約したものです。**



◆◆◆ お知らせ ◆◆◆

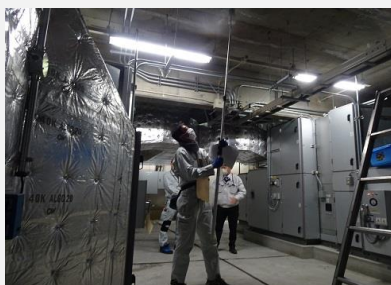
- ・【新規加入】 E. BOSAI / 代表者 太田 悦由 / 浜松市浜北区 R5年4月1日
- ・【新規加入】 株式会社 セキュア / 代表者 石神 利明 / 島田市金谷代官町 R5年4月1日

組合員の皆様へ「共同受注業務の取扱いの徹底」 <令和2年9月17日・組合の事務連絡>

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| 1 お客様に信頼される適正点検の実施 | 6-1 お客様との「報・連・相」 |
| 2 有資格者点検の厳守 | 6-2 組合内関係者との「報・連・相」 |
| 3 点検結果報告書の確実な作成 | |
| 4 法令上又は役所等での確認が必要となる場合は、その確認を確実に実施 | |
| 5 点検結果報告書の記載事項に関する発注者側担当者との最終確認 | |

◆◇◆ 令和4年度・後期「共同受注検査（現場確認）」 ◆◇◆

組合独自の自己チェック! 組合の検査員6名が2名・1班で点検現場に出向き、①点検従事者の資格者証を確認、②試験器具等「校正（定期的な機能確認）」状況をチェック、③点検作業・項目を現場確認、さらに④発注側の事務担当者に「協同組合の活動報告」を行います。毎年1~3月に十数か所を抽出して実施しています。このように、書類検査（9-10月・全数）と現場確認（1-3月・抽出）をセットにして毎年、共同受注検査を実施している取組は全国でも例がないはずで、2月1日(水),6日(月),7日(火),14日(火),3月2日(木)のほか、組合事務局が活動報告等を2月8日(水),9日(木),27日(月)に実施。小田巻検査員長は、全ての検査結果を確認後、「概ね良好だった。なお、徹底すべき事項は組合事務連絡（上記）を踏まえ確実に実施されたい」と総括しました。



【お願い】 組合員の皆様へ「常用従業員・有資格者調べ・令和5年4月末現在」の提出!

令和5年4月末現在の常用従業員数、消防設備士や防火設備検査員等の有資格者数を組合事務局へ所定様式で報告願います（右表は昨年4月末集計結果）。また、資格者証と健康保険証のコピー（全員）も合わせて送付願います。これらが「共同受注活動でお役所へ提出する書類」となります。なお、資格者証・健康保険証コピーは適切かつ鮮明なものをお願いします。

→ 提出期限（令和5年4月17日・月）

組合員	61 社
常用従業員	641 人
うち消防設備士・消防設備点検資格者等	451 人
電気工事士	205 人
防火設備検査員	77 人

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ 民法改正・相隣関係（１）～



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所
ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1
佐野ビル 3階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

今回から相隣関係の分野における民法改正についてお話をさせていただきます。
相隣関係と言われても何の話かわからないと思いますが、簡単に言うと、隣り合った土地の権利関係や使用についてのルールを定めた規定です。とてもマイナーな規定なので、現実には、ほとんど使う場面はないと思われるかもしれませんが、我々は、ほぼ確実に他人の土地と隣接して生活していますので、とても重要な規定であり覚えておいて損のない知識です。

まず、隣地使用权についてお話しします。

改正前の民法では、土地所有者は、土地の境界やその付近で、障壁又は建物を築造し又は修繕する場合にのみ、隣地の使用を請求できると規定していました。この規定では、土地所有者が隣地を使用できる場合が限定されていました。また、当然に隣地を使用できる権利が認められているわけではなく、あくまでも、土地の使用を請求できるに過ぎないものと解釈されていました。その結果、隣地の土地所有者が土地の使用を拒否したり、隣地の土地所有者が行方不明となっていて許可が取れないような場合には、隣地を使用したい土地所有者が裁判をして、隣地の使用を裁判所に認めてもらわなければなりませんでした。

しかし、そもそも裁判をしなければならないこと自体が多大な負担ですし、隣地の所有者が行方不明の場合には、裁判をする前提として、行方不明者の調査をしないと裁判すらできませんので、多くの人が裁判することを諦めてしまっていました。

改正後の民法では、①境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕する場合、②境界標の調査又は境界に関する測量をする場合、③隣地の枝が自分の土地に越境してきている際に、民法第233条3項の規定によりその枝を切除する場合には、隣地所有者の許可を得なくても、必要な範囲で隣地を使用できることになりました（改正後の民法第209条1項本文）。但し、隣地に住居がある場合、住居の所有者の許可なく、住居に立ち入ることはできません（改正後の民法第209条1項但書）。しかし、この規定だけですと、自分の土地を自分が知らない間に勝手に使用されてしまう隣地所有者は、納得しがたいと思います。

改正後の民法第209条2項は、隣地を利用する場合、隣地所有者にとって、損害が最も少ない日時、場所、方法を選んで使用しなければならないと規定しています。また、改正後の民法第209条3項本文は、あらかじめ、隣地所有者に対し、使用目的、使用日時、使用方法を通知しなければならないとされています。但し、隣地所有者と連絡がつかない等、予め通知する事が困難な場合には、事後通知でも可とされています（改正後民法第209条3項但書）。さらに、隣地使用者が隣地を使用する際に、隣地所有者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならないとされています（改正後の民法第209条4項）。

なお、相隣関係の民法改正は、2023（令和5）年4月1日からの施行となりますので、注意して下さい。

【報告】 静岡県消防学校へ講師派遣（7年連続） — 令和5年3月9日（木） —

静岡県消防学校の消防職員専科教育「予防査察・危険物科（第7期）」へ、令和4年度も組合は講師を派遣しました（令和5年3月9日午後）。今回は、消防用設備（消火・警報・避難設備）のうち「避難設備の実科訓練」を消防学校や訓練生の皆さんと一緒に担当させていただきました。訓練会場は、校庭に設置された訓練塔A（8階建て・高さは30メートル近い）です。

春到来を感じさせる青空の下、救助袋・斜降機・避難ハッチの点検・操作方法等の訓練を4グループに分かれ実施 — 訓練生（全員が消防職員・48名）の皆さんは、組合が派遣した講師（消防設備士資格を持った現場点検技術者）の「座学では体験できない実技や実際的な説明」を熱心に見守り聞き入っていました。また、組合派遣の講師に、質問したり日頃の疑問を確認する姿も多数見られました（組合としても点検業務の忙しい年度末に、講師派遣していただいた組合員（株）富士消防機商会／静岡市清水区・荒瀬社長に心より御礼を申し上げます）。



基本データ (最新)

- ・官公需適格組合 R4年9月末(前年)
静岡県 - 46 (46) 組合
全 国 - 918 (897) 組合
- ・中小企業の基礎データ
企業数は全企業の99.7%(2016年)
従業員数は全体の約70%(2016年)
- ・事業協同組合 /組合
静岡県 743・全国 19,597 (R4.3月)

【参考】中小企業庁(国)HPに「官公需適格組合」名簿が!

- 1 官公庁の仕事責任をもって履行できる協同組合であることを国が認定する制度が「官公需適格組合制度」です。認定の厳しい審査をはじめ、認定後も常に認定事実の維持状況を国が監督しています。
- 2 具体的には、毎年度の活動報告や異動報告の義務化、3年ごとの認定更新、当初認定と同レベルの厳しい更新審査等です。
- 3 全協同組合の約5%にも満たない「官公需適格組合」。全国(静岡県も含まれる)の「官公需適格組合名簿」を国HPで見ることができます。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/tekikaku_kumiai_meibo.pdf

>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
ニッセイ防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市藪ヶ谷	0537-22-0119
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
セルコ(株) 静岡支店	橋 詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	TFサービス	古橋有一朗	浜松市中区	090-7617-8408
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラステク	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(同)藤屋設備	近藤 奈史	浜松市北区	053-542-0084
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
太田防災	太田 濟広	浜松市天竜区	053-925-2814	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996
サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837				

- 理事長 西川和宏 セルコ株式会社
- 副理事長 杉山和幸 鈴与技研株式会社
- 副理事長 堀部莞爾 ニッコウプロセス株式会社
- 理事 飯塚史洋 広伸防災株式会社
- 理事 吉川友朗 静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
- 監事 宇式三郎 株式会社アオイテレテック
- 監事 土谷直人 ニッセイ防災株式会社
- 事務局長 仁科満寿雄 専務理事兼務
- 事務局職員 鷲巣節子

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811